

スイッチングサービス取扱規定

第1条（規定の趣旨）

- この規定は、お客さま（以下「申込者」といいます。）と当社との間の、投資信託受益権（以下「ファンド」といいます。）の投資信託取引約款に基づく取引における、ファンド乗換サービス（以下「スイッチング」といいます。）についての取り決めです。
- 本規定に別段の定めがないときは、諸法令および「投資信託取引約款」等の各規定に従うものとします。

第2条（定義）

スイッチングとは、申込者が保有するファンドの解約または買取（以下「解約等」といいます。）と、新たなファンドの買付を一組の同時の注文として取扱い、解約等により生じた返還金の全部を新たなファンドの買付の買付代金（買付にかかる手数料及び諸費用等を含みます。）に充てるものをいいます。

第3条（取扱対象ファンド）

スイッチングの取扱が可能なファンドは、当社が別途選定する取扱商品に限りします。

第4条（手数料）

スイッチングにより買付たファンドについて、当該ファンドの買付手数料は当社所定のものとなります。

第5条（解約等の方法・解約等の単位）

解約等の方法、および解約等の単位については下記のとおりとします。

- ①口数指定方式（解約等の単位については、別途当社所定のものとなります）
- ②金額指定方式（解約等の単位については、別途当社所定のものとなります）
- ③全部指定方式
- ④第2号の金額指定方式で、返還金額が指定金額に満たない場合は、全部指定方式を指定されたものとみなします。

第6条（買付方法・買付単位）

解約等によるファンドの返還金が確認でき次第、返還金を申込金額とし、買付にかかる手数料および諸費用等を差引いた金額をもって買付を行うものとします。なお、第5条により返還された金額でもって買付を行う際、最低買付単位を下回る場合は、買付を行いません。その際には、返還金は指定預金口座に入金します。

また、投資信託特定口座に定めるところにより当該解約等返還にかかる源泉徴収を行う場合は、別途、指定預金口座より自動的に引落とします。指定預金口座の残高不足等の理由により、税金等の引落としができない場合は、当社の判断により、当該スイッチングの買付注文による取扱商品について、不足金を充当するため、その一部または全部を解約できるものとします。この場合には、当社所定の方法により、不足金のほか、当社が被った損害金等を解約金から差引いて精算し、精算金を指定預金口座に入金します。

第7条（その他）

この規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

2025年1月1日現在

以上